

令和4年3月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1件

議案 2件

計 3件

番号	報告第2号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和4年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任命について		
	<p>学校保健安全法第23条に基づき、令和4年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を任命し、学校保健安全施行規則においてその役割を担うため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用するものです。</p>		
説明			
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第 7 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員会規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>従来、委員の人数を 10 人以内、策定委員会での審議期間を 1 年以内と見込んでいましたが、1 人 1 台端末に代表される I C T 機器の急速な展開など、教育を取り巻く環境が複雑化しており、より多くの関係者の意見を反映させる必要があることから、委員の人数を 12 人以内、また、審議に要する期間が長期化しており、次期計画策定においては審議期間を 2 年と予定していることから、任期を 2 年に改めるものです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響等、会議を開くことが困難な場合に備えて、オンライン会議及び書面による議決について明確化するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市教育振興基本計画策定委員会規則

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 策定委員会は、委員12人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の場合において、副委員長に事故あるとき又は副委員長が欠けたときは、委員のうち年長の者がその職務を代理する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 策定委員会は、委員<u>10人</u>以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者たちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>1年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(会議)</p> <p>第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まらない場合の会議は、教育委員会が招集する。この場合において、委員長が必要があると認めるとときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら電話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(書面による開催)</p> <p>第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面会議の実施をもつて会議の開催に代えることができる。</p> <p>(1) 肇急の必要があり策定委員会を招集するいとまがないとき。 (2) 災害その他他の理由により、策定委員会を招集することが適当でないとき。 (3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。</p> <p>2 委員長は、書面会議の実施に当たり、次の各号に掲げる資料を委員に送付し</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まらない場合の会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1) 議事の内容を明らかにした議案書</p> <p>(2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書</p> <p>(3) その他書面会議の実施に必要な資料</p> <p>3 委員長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付に当たり、それを通知しなければならない。</p> <p>4 書面会議は、期限内に委員の過半数から表決書が提出されたことをもって開催されたものとし、委員は表決書の提出をもつて会議に出席したものとする。</p> <p>5 書面会議においては、表決書の提出期日を会議の開催日とみなす。ただし、提出期日以前に全ての委員から表決書の提出があつた場合は、委員から表決書の提出があつた日のうち最も遅い日を会議の開催日とみなす。</p> <p>6 委員長は、書面会議の結果を委員に報告する。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第8条 (略) (検討委員会)</p> <p>第9条 (略) 2 (略) (庶務)</p> <p>第10条 (略) (委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) 議事の意見・賛否を明らかにするための表決書</p> <p>(2) その他書面会議の実施に必要な資料</p> <p>3 委員長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付に当たり、それを通知しなければならない。</p> <p>4 書面会議は、期限内に委員の過半数から表決書が提出されたことをもつて開催されたものとし、委員は表決書の提出をもつて会議に出席したものとする。</p> <p>5 書面会議においては、表決書の提出期日を会議の開催日とみなす。ただし、提出期日以前に全ての委員から表決書の提出があつた場合は、委員から表決書の提出があつた日のうち最も遅い日を会議の開催日とみなす。</p> <p>6 委員長は、書面会議の結果を委員に報告する。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 (略) (検討委員会)</p> <p>第8条 (略) 2 (略) (庶務)</p> <p>第9条 (略) (委任)</p> <p>第10条 (略)</p>

番号	議案第8号	担当	学校教育部教職員課
議案名	令和4年度松原市立学校園に対する重点指導事項　社会教育の重点事項を定めることについて		
説明	<p>松原市の未来を拓く自立心を育む人づくりに向けて、令和4年度の松原市内の学校園における共通の教育方針として、特別重点 新型コロナウイルス感染症にかかる対応と3つの取組み、4つの重点指導事項と17の取組みについて、また、社会教育を進めるうえでの方針として、6つの重点指導事項と19の取組みについて「令和4年度松原市立学校園に対する重点指導事項　社会教育の重点事項」として定めるものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和4年4月1日</p>		